

誰かを支える手のひらは あたたかい



被災者を支える医療スタッフ（令和6年能登半島地震）

赤十字活動資金への ご協力をお願いします

赤十字の活動は、皆様からお寄せいただく活動資金に支えられています。



日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

災害からいのちを守る赤十字

毎年のように発生し、被害が甚大となっている自然災害。

赤十字は、いかなる状況下でもいのちと健康を守るため、苦しんでいる人を救う活動をしています。



避難所で巡回診療を行う医療チーム
(令和6年能登半島地震)

災害救護

救えるいのちを確実に救う

医療救護

災害発生時には、被災地に医療チームを派遣し、被災者の医療救護活動をしします。

平時は
訓練に参加し
備えています!



成田で実施した総勢500人参加の大規模訓練の様子

令和6年度
災害に備えた訓練・研修への
参加者数(千葉県内)

約1,400人

救援物資の配布

平時から毛布などの救援物資を整備し、災害発生時には被災者に配布します。

被災者のための救援物資

緊急セット

家族4人程度が生活に必要な日用品(タオル・ティッシュ・懐中電灯・携帯ラジオ・救急絆創膏・歯ブラシ・マスク・軍手など)が入っています。

安眠セット

避難所などで少しでも快適に眠れるようにマット・枕・アイマスク・スリッパ・耳栓などが入っています。



令和6年度

被災者に配布する毛布の備蓄数(千葉県内) 約27,000枚

講習普及

いのちと健康を 守る方法を伝える



AEDを用いた心肺蘇生や怪我の
応急手当の方法などを普及して
います。

令和6年度

各種講習会の受講者数(千葉県内)

約33,000人

赤十字ボランティア

救いたい思いが 被災者を支える



災害発生時、炊き出しや物資の仕
分けなど、さまざまな奉仕活動で
被災者を支えます。

令和6年度

赤十字ボランティアの数(千葉県内)

約6,000人

防災教育

「救われる側」から 「救う側」へ



防災セミナーを開催しているほ
か、子どもたちが自分の身を守る
ように防災プログラムを普及し
ています。

令和6年度

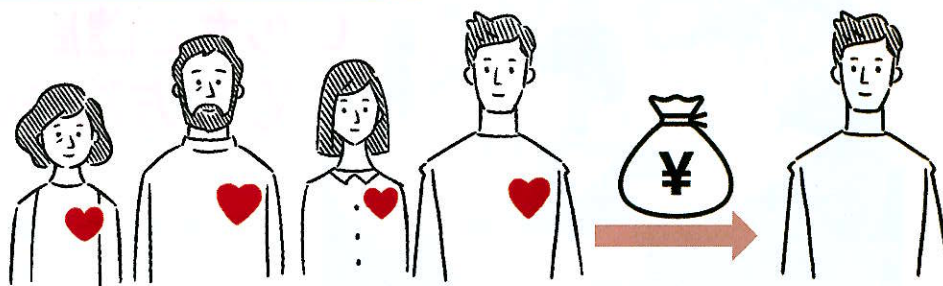
防災セミナーの受講者数(千葉県内)

約1,800人

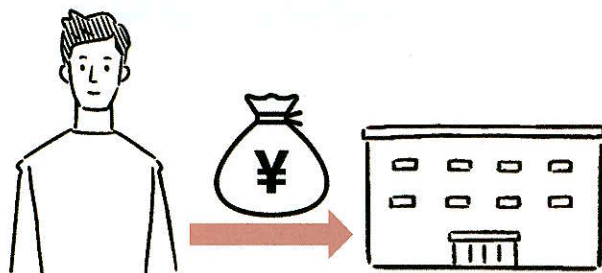
赤十字活動は、国や県からの公的資金によらず、
すべて皆様からお寄せいただく活動資金により支えられています。
昨年度も皆様からのご支援により、苦しんでいる人を救う活動ができました。

今年度も活動資金への ご協力をお願いします

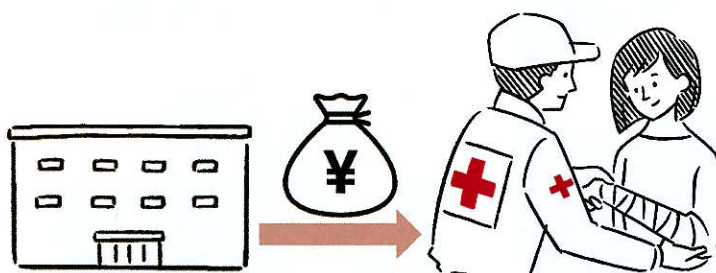
各地域でのご寄付の流れ



①町会・自治会等のご担当者さまや、赤十字奉仕団員がお預かりします



②市町村単位の赤十字窓口(市役所や社会福祉協議会等)がお預かりします



③日赤千葉県支部がお預かりし、主に千葉県内の赤十字事業に有効に役立てます

よくあるご質問

Q 毎年寄付しなければなりませんか？

A 赤十字活動資金へのご協力は自由意思でお願いするもので、強制ではございません。

Q 寄付の金額の目安はありますか？

A 金額も自由意志でお願いしておりますが、金額の目安がないと寄付しにくいというお声を頂戴しておりますので、旧制度で基準とされていた500円を目安としてお示しすることがあります。

Q 会員とは何ですか？

A 「会員」とは、日本赤十字社を寄付金で支援くださる方々、いわゆるサポーターのことです。年2,000円以上のご協力をいただける方々を、「会員」として登録させていただき、年に2回本社が発行する赤十字の情報誌を郵送させていただいております。

Q 寄付のメリットはありますか？

A ご寄付自体善意によるものですが、税制上の優遇や、表彰制度がございます。詳しくは、日本赤十字社千葉県支部のホームページをご覧ください。

Q 活動資金と義援金の違いは何ですか？

A 活動資金は、災害救護をはじめとした赤十字活動に活用される一方、義援金は被災者に寄せられるお見舞金のような位置づけで、全額が被災者に届けられます。義援金が赤十字の活動資金や事務経費に使われることは一切ありません。

Q 日本赤十字社と共同募金会(赤い羽根)は同じ団体ですか？

A 日本赤十字社と共同募金会は異なる団体です。日本赤十字社は国内外における災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うため幅広い分野で人道的活動を展開しているのに対し、赤い羽根で親しまれている共同募金会は様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の支援を行っています。



日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043(241)7531(代表) | FAX 043(248)6812
<https://www.chiba.jrc.or.jp>

